

## ヴェルサイユ条約とケインズ（1） — 「カルタゴの講和」 —

高橋章夫

### はじめに

1945年、南ドイツの捕虜収容所で、ヒトラー親衛隊の将校がユダヤ人によって辱めを受けている現場を目撃したジョージ・オーウェル（George Orwell）は、そのユダヤ人の家族は皆殺しにされた可能性も高く、彼らのナチスに対する「復讐を非難するのは馬鹿げている」と擁護し、さらには「1940年に、ヒトラー親衛隊の将校が蹴り飛ばされ、屈辱を与えられている姿を見ることを考えると、飛び上がるほど喜ばない人がいただろうか」と問いかける。しかしながら彼はそれに続けて、「だが実際にそうすることが可能になると、それは単に、痛ましく、嫌悪の情を起こさせるだけである」と言う。<sup>1</sup> 両大戦でイギリスはドイツと戦ったわけだが、イギリスが侵略、占領されたことは一度も無い。そのためフランスやベルギー、そしてホロコーストの犠牲となったユダヤ人たちと比較すると、ドイツに対する憎しみは弱いものであった。

第一次大戦後、イギリスの人々に上述のオーウェルと同様の感情を、つまりはドイツに対する憐憫とフランスに対する嫌悪の情を引き起こした復讐劇はヴェルサイユ講和条約であった。西部戦線で従軍したチャールズ・ダウイ（Charles Douie）は、この戦争は「偉大な人間性を喚起」し、その結末は「惨事と死に対する精神の勝利」と看做していたのだが、彼にとってヴェルサイユ条約は、「力尽きて倒れたかつての敵が蹴られる」のを見るようなものであった。<sup>2</sup> イアン・ハミルトン（Ian Hamilton）将軍もまた、この条約を次のように批判している。

ヴェルサイユは、熱心な若者たちによって勝ち取られた、悪の伝統に、醜悪に、長年に渡ってヨーロッパを踏みにじっていた皇帝に対する勝利の後日談の中で最も無念なものである。破滅的なヴェルサイユよ！そなたの条約の中

には、この少年たちが皇帝よりも優れていたと示す箇所は一行たりともなく、イングランドの慈悲心を表す箇所は一行たりともなく、イングランドの息子たちの寛大さを思い起こさせるものは一語たりともないではないか [……]。<sup>3</sup>

ハミルトンにとっては、イギリスの戦争目的自体は正しいものであったが、その結果もたらされたヴェルサイユ条約は、それまでドイツが行ってきたのと同様のことを連合国がドイツ国民に対して行っているようなものであり、それはイギリスの、そしてヨーロッパ全体の墮落を意味する。イギリスにとってはドイツの軍国主義を打破する正義の戦争であったはずのこの大戦は、その過程でその大義の信憑性は揺らいでいき、道徳的優位性を徐々に失っていった。最後までイギリスの戦争目的の正当性を信じていたダウイやハミルトンの持つ信念ですらヴェルサイユ条約によって打ち碎かれることとなった。皮肉な言い方をすれば、イギリスにおける大戦の記憶／神話の締めくくりとして、最も相応しい条約であったと言えよう。

大蔵省首席代表として1919年1月に始まったパリ講和会議に出席したイギリスの経済学者、ジョン・メイナード・ケインズ (John Maynard Keynes) は、その半年後、条約が調印される直前に、条約の内容に不満と憤りを感じ、その職を辞した。そして同年末に『講和の経済的帰結』 (*The Economic Consequences of the Peace*; 以下 *ECP* と略記) を出版した。<sup>4</sup> その内情が謎に包まれていたパリ講和会議の出席者によって執筆されたということもあって同書はベストセラーとなり、1924年までに11ヶ国語で14万部出版され、「控え目に見積もっても、50万人の経済学の本を読んだことのない、そしてこれからも読むことはないであろう人々がこの本を読んだ」と言う経済学者もいるほどであった。<sup>5</sup>

同書の中でケインズは、ドイツに多額の賠償金を課すことは通貨価値の低下を招き価値単位を不安定にするとし、さらには連合国が課そうと目論んでいる多額の賠償金を支払う能力はドイツにはないと言う。ドイツは連合国に、連合国はイギリスに、そしてイギリスはアメリカに多額の債務を負うことになり、これはドイツだけの問題に留まらず、ヨーロッパ全体にとって悲劇をもたらすと警告し、このような賠償金請求が実際になされると、それは「残忍な勝者によってなされた文明史上最

も暴虐な行為の一つ」であると非難する。そしてさらに、「もし我々が故意に中央ヨーロッパを困窮化しようと目論むならば、敢えて予言するが、確実に復讐が訪れるであろう」(vengeance, I dare predict, will not limp) と不吉な予言をする。<sup>6</sup>そして彼の予言通り、支払い不可能な額の賠償金を課せられたことによりドイツの経済は破綻し、それがナチスの台頭を許し、延いては第二次世界大戦の遠因となった、という見方は今日まで根強く残っている。

昨今は、ユーロ危機の文脈でヴェルサイユ条約、とりわけドイツに課されることになった賠償金問題が再び脚光を浴びるようになった。例えば2010年6月の『朝日新聞』の記事には、ドイツがインフレを過度に警戒するのは、「ドイツには、第1次世界大戦後の賠償金支払いのために借金を重ね、その結果、超インフレにおそわれ、最後はナチスの台頭をまねいてしまった歴史がある」からだと書かれており、同紙は2011年9月にも同様の内容を記載している。<sup>7</sup>さらに2011年11月、『ニューヨーク・タイムズ』紙上で、同紙のコラムニスト、ジョー・ノセラ (Joe Nocera) は次のように言う。

第一次大戦の戦後期になされた最悪の政策は、連合国が、敗北したドイツが支払い可能な額を遙かに超える賠償金の支払いをドイツに強要したことも知れない。連合国は [……] そのような支払いがドイツ経済を麻痺させるかどうかなど大して気にとめなかった。

そしてもちろん、賠償金の支払いがドイツ経済を麻痺させることとなったのだ。1930年代初期までに、ドイツの経済は事実上破綻していた。連合国の容赦ない賠償金の取り立てがドイツ国民に強烈な怒りを育んだ。この大衆の怒りと、経済的困窮がアドルフ・ヒトラーの台頭を促したことについて疑いの余地はほとんどない。<sup>8</sup>

それ故ドイツは過去の教訓を踏まえ、今回はギリシャに対して寛大な措置をとるべきであると彼は主張している。このようなレトリックは、カナダ人歴史学者のマーガレット・マクミラン (Margaret MacMillan) に言わせれば、「歴史の悪用」(abuse of history) ということになるであろう。それはつまり複雑な現代の問題に対する見

解を、それと同じくらい複雑である過去の出来事を過度に単純化することによって規範とし、正当化しようとする行為のことであり、「現在からの逃避」でもある。<sup>9</sup>

ヴェルサイユ条約に基づくヴェルサイユ体制 (Versailles System) —それが Versailles の名を冠する System と呼ぶに値するかは疑問ではあるが—はナチス・ドイツの手によって終焉を迎えた。しかしながらヴェルサイユ体制は、ドイツのみならず、フランスにとっても同様に受け入れ難いものであった。そしてそもそも英米には、ケインズが言うような「故意に中央ヨーロッパを困窮化」する意図などなかった。フランスにはそのような意図があったがそれを実現する力など、「容赦ない取り立て」をする力など持ち合わせていなかった。確かにドイツはしばしば「天文学的」(astronomical) と形容される多額の賠償金の支払いを義務づけられた。だがその全額を請求されたわけでも、ましてや支払ったわけでもない。ノセラの指摘通り、1930年までに「ドイツの経済は事実上破綻」していた。しかし「賠償金の支払いがドイツ経済を麻痺」させたというよりも、賠償金の支払いを逃れようとしたことが「ドイツ経済を麻痺」させ、「アドルフ・ヒトラーの台頭を促した」と言う方がまだ事実に近い。

本稿の目的は、ヴェルサイユ条約はケインズが主張したような「カルタゴの講和」(Carthaginian Peace) ではなかったことを明らかにし、さらに、この条約で最も問題視されることとなった、賠償金を定めた章の冒頭の 231 条、いわゆる「戦争責任条項」の成立過程とその影響を考察することで、この条約の真の問題点を解明し、いかにそれが解決困難な問題であったかを論じることにある。

## 「カルタゴの講和」

第二次ポエニ戦争に敗れたカルタゴは、紀元前 201 年にローマとの間に締結した講和条約によって、海外の領土を奪われ、他国と戦争する際はローマの許可が必要になった。この条約はまた、当初は軍船の保有は 20 隻に制限されるはずであったものが 10 隻にまで減らされ、5,000 タレントであった賠償金は 10,000 タレントに増額されるという、厳しいものであった。年間 200 タレントを 50 年間支払うことを義務づけられたカルタゴは、紀元前 151 年に賠償金を前倒しで完済した。だがその後、隣国ヌメディアの襲撃に反撃したことが、ローマに条約違反と看做され第三

次ポエニ戦争へと発展し、ローマはカルタゴの住民を虐殺し、生き残りを奴隷とし、街を焼き払いカルタゴを滅ぼした。<sup>10</sup>

ケインズは、ヴェルサイユ条約はカルタゴの講和のようなものであるとし、次のように言う。

将来の世界政策について二つの対立する計画が提示された。それは「ウッドロウ・ウィルソン (Woodrow Wilson)」大統領の14カ条と、クレマンソー (Georges Clemenceau) のカルタゴの講和であった。しかし、敵は無条件降伏をしたわけではなく、「14カ条の」講和の一般的性質に関する合意条件の下で降伏したのであるから、その場に提示される資格があったのは、そのうちの一つだけであったのだ。<sup>11</sup>

14カ条では直接賠償金については言及していないものの、賠償範囲は7、8、11条に定められているドイツが侵略した地域の復興費用を超えるものにはならないはずである。さらに講和の条件としてアメリカが1918年11月5日にドイツに通達し、ドイツが受け入れた、いわゆる「ランシング・ノート」において、「陸海空からのドイツの侵略によって、連合国の民間人とその財産に対して与えられたあらゆる損害に対してドイツによる賠償がなされこととする」と記されている。<sup>12</sup>賠償金としてドイツが支払い義務を負う範囲は14カ条より拡大されているものの、飽くまでも民間人に対する賠償金 (reparation) であり、戦費賠償金 (indemnity) ではない。それにも拘わらず、ロイド・ジョージ (David Lloyd George) は、兵士の恩給と別居手当という、本来なら戦費賠償金に当たるものを賠償金に入れるよう主張し、最終的にはウィルソンもそれを認め、ヴェルサイユ条約に組み込まれることとなった。

その一方で、1918年10月28日、アメリカ政府はドイツ政府に対し、「正当化でき、提示できる唯一の休戦は、合衆国と連合国をあらゆる措置を講ずることができる立場に置き、そしてドイツの側から戦争を再開することを不可能にするものでなくてはならない」と通達しており、実質的にはドイツの無条件降伏に近いものでもあった。<sup>13</sup>ヴェルサイユ条約の締結を、そしてその履行を困難にした大きな要因の

一つは、このように休戦後にドイツが置かれた立場が曖昧であったことである。当時のドイツは、東部戦線では完全な勝利を収め、西部戦線においても、目に見える形での完全な敗北が訪れる前に、つまりはベルギーの大部分とフランスの一部を占領している状態で休戦を迎えたため、ドイツ国民、とりわけ銃後の民間人にとって、軍事的敗北を実感することは困難であり、責任逃れのために軍部がプロパガンダによって敗北を覆い隠す余地が残された。そして前線では敗北しておらず、銃後のユダヤ人や社会主義者たちの裏切りによって敗北したという「背後からの一突き神話」(Dolchstoßlegende, Stab-in-the-back Myth) が生れることとなった。

T. C. W. ブランニング (Blanning) は、二つの世界大戦を比較し、次のように言う。

[……] 決定的な戦争 (decisive wars) はその後に長期の平和が訪れ、そうではない戦争は、その逆である。1945 年の調停団が、彼らの努力の成果を、1919 年の先任者よりも遙かに長続きするものにできたのは、彼らに優れた見識があったからではない。そうではなく、交渉に先立つ戦争がより決定的な性質であったからである。<sup>14</sup>

第一次世界大戦の休戦から 34 年後、連合国は前の大戦で戦後処理を困難にした原因である「休戦」ではなく、完全な軍事的勝利を目指した。既に大勢が決した後にドレスデンを爆撃し、第一次大戦時にドイツ軍が行った「残虐行為」とは比較にならない規模の民間人を殺害することで「無条件降伏」を引き出した。このような断固とした態度を採ったのは戦時中のみではない。戦時中から続く食糧難は、ポツダム協定により最大の穀物余剰地域であったオーデル・ナイセ東岸をポーランドに割譲したことによりさらに深刻化し、その上石炭生産量は 80% 減り、1946 年のドイツの一人当たり GDP は、1880 年代以降最低の 2200 ドルほどに過ぎなかったと指摘する者もいるほどである。<sup>15</sup> 第二次世界大戦後のドイツは、あらゆる点において前の大戦後よりも過酷な扱いを受けた。無論、賠償金も例外ではない。第二次大戦後の東ドイツは 1945 年と 46 年には GNP の 50%、53 年でもなお 12.9% を、西ドイツでは 1946 年には GNP の 14.6% を、53 年には 3.8% にまで減ったものの、平均す

ると8～13%を賠償金として支払った。<sup>16</sup> それに対して、第一次大戦後、1919年から1932年にかけてドイツが支払った賠償金は、最も多く支払った1921年でGNPの8.3%、平均すると2.6%である。<sup>17</sup> 最終的に両大戦間期にドイツが支払った賠償金総額は、228億9100万金マルクであり、ECPの中でケインズが、「滞りなくドイツが支払い可能な最大限」とした20億ポンド（400億金マルク）をも大幅に下回る額であった。<sup>18</sup>

但し、第二次大戦後は、先の大戦の後は漠然としたものであったソヴィエトの脅威がより明確な形で存在しており、西側諸国の間で西ドイツの復興は不可欠であるとのコンセンサスが得られ、欧州復興計画（European Recovery Program）、いわゆるマーシャル・プラン（Marshall Plan）を導入するなどして西ドイツが「奇跡の復興」を遂げたという点が異なっている。確かに1948年から52年にかけてアメリカは西ドイツに約11億ドルを拠出した。しかしながら第一次世界大戦後のアメリカは、それを遙かに上回る約35億ドルをワイマール共和国時代のドイツに事実上支払っている。スティーブン・シューカー（Stephen A. Schuker）は、これを「アメリカのドイツに対する『賠償金』」（American “Reparations” to Germany）と称し、物価調整後の金額は、マーシャル・プランによる支払いの4倍に上ると述べている。<sup>19</sup> さらにアメリカのみならずフランスやイギリスからも、ドイツが支払った賠償金の1.4倍以上の資本がドイツに流入し、後にデフォルトされたため、実質的には第一次大戦後のドイツは賠償金を支払っていないどころか、自国の復興費用と戦費の一部を戦勝国に負担させたことになる。マーシャル・プランとはその資金の性質に大きな違いがあるものの、経済的側面から見ても二度目の大戦後のドイツの方が過酷な扱いを受けたと言える。それ故、単にヴェルサイユ条約やそれに基づく賠償金がドイツにとって過酷過ぎたからという理由で、ナチス・ドイツの台頭を、さらには第二次大戦を不可避なものにしたとすることはできない。

「私に期待されていることをなし得ることができるのは神のみだ。」<sup>20</sup> パリを離れアメリカへ戻る船上で、偽りの予言者との汚名を着せられたウィルソンはこう漏らした。第二次大戦後、連合国はヴェルサイユ条約でなし得なかったウィルソンの言う「勝利なき平和」という崇高な理念の実現に向けて努力するのではなく、その理念を実現不可能なものとして捨て去った。さらには両大戦間でその影響力を拡大し



ていったケインズの主張を今一度否定し、カルタゴの講和に近づけることを選んだのである。

それでもなお、第一次大戦後の状況と“Carthaginian Peace”との間には類似性がある。ケインズではなくロイド・ジョージが予言したような意味においてはあるが。ロイド・ジョージは、1918年10月、「もし今平和が訪れると、20年後にはドイツはカルタゴが第一次ポエニ戦争について言ったことと同じ事を、つまりは、我々はこんな間違いやあんな間違いをしたが、準備を整え、よりよい組織を作ることと次の戦争には勝利することができる、と言うであろう」と危惧し、さらに「ドイツが実際に酷く打ちのめされることなく、戦いを止めることに本当に価値があるのだろうか」と言う。<sup>21</sup>ロイド・ジョージは、休戦後に訪れるであろう状況を、戦場ではなく、カルタゴの政治変動によって最終的な勝敗が決した「第一次」ポエニ戦争後の「カルタゴの平和」と比較している。その後の成り行きを見ると、ロイド・ジョージは将来起こりうる危機をケインズよりも正確に予言していたと言えよう。しかしながら既に4年間の総力戦を戦ってきた1918年11月のイギリス、そしてフランスには、参戦して間もないアメリカとは異なり、戦争を継続する余力も大義もなかった。さらに休戦後のロイド・ジョージは、ドイツではなくフランスこそがイギリスにとっての最大の脅威になり得ると看做すようになり、ドイツに対する警戒心を徐々に弱めていった。

## 「寛容」の欠如

1968年、クウェンティン・ベル（Quentin Bell）は、ヴェルサイユ条約が失敗した理由について次のような見解を述べ、ケインズを擁護した。

ドイツを永遠に無力化することになるという意味においては、ヴェルサイユ条約は「カルタゴの」講和ではなかった。そうであればまだよかったであろう。ヴェルサイユ条約はサムニウム人がローマ人に課したような講和であり、それによってローマ人は屈辱を受けたが、永遠に武装解除されることはなかった。この点において、ヴェルサイユ条約の批判者は確かな根拠に基づいていた。と言うのも、究極的な大惨事を引き起こすのにこれ以上の方法は



なかったからだ。そして寛容という知恵に訴えたケインズは完全に正しかったのだ。<sup>22</sup>

ヴェルサイユ条約の問題点は「寛容」の欠如であった。ベルの指摘通り、そしてケインズ自身も予測していたように、カルタゴの講和とヴェルサイユ条約の間にはその後の経緯にかなりの差異がある。<sup>23</sup> だがそれはドイツとカルタゴの違いというよりも寧ろ、連合国とローマの態度の違いにある。ローマは、たとえ賠償金を払い終えようが、カルタゴが存続する限り条約は永遠に有効なものとして看做し、それを口実にいつでもカルタゴを滅ぼすことができ、そして実際に滅ぼした。だが連合国はドイツに課した賠償金を減額、免除し、ヴィルヘルム二世の訴追を諦め、ラインラント駐留軍を条約で定められた5年前に撤退させるなど、ドイツに対する締め付けを徐々に緩和していき、最終的にこの条約はヒトラーによって一方的に破棄されることとなった。そのためベルは、カルタゴの講和と同様、二度とドイツが復興できないほどの過酷な条約を課し、実践した方がまだましであったと言う。だがドイツに対しカルタゴの講和を課すことは不可能であった。カルタゴの講和がローマとカルタゴの間で締結された二国間条約であったのに対し、ヴェルサイユ条約は、27カ国とドイツとの間で結ばれた講和条約であったからだ。それ故ドイツの扱いを巡り深刻な連合国間の対立を引き起こし、極端に厳しい、或いは極端に寛大な措置を講じることなどできなかった。

フランスの経済学者、イヴ・カルサラドゥ (Yves Carsalade) は、『『絶対的命令』(diktat) によって、ドイツ人は深刻な屈辱を味わい、領土を切り離され、国土の一部を占領され、賠償金の責任を負わされ、その支払いを強制されたが、現実にはその経済力はほとんど無傷のままであった (dans une situation de puissance économique pratiquement intacte) という点を忘れてはならない』と主張する。<sup>24</sup> 無論、4年間にわたる総力戦を限界まで戦い、交戦国の中で最多の戦死者を出し、連合国より先に力尽き、全ての植民地と領土の一部を奪われ、賠償金の支払いを義務づけられたドイツが経済的に無傷であるはずはないのだが、ヨーロッパの他の交戦国と比較した上で相対的に見れば、カルサラドゥの主張は的を射ている。

1919年のフランスの人口が4000万人であったのに対し、ドイツはヨーロッパ最

大の 6500 万人という人口を抱えていた。交戦国の中で若者の死亡率が最大であり、低い出生率のため高齢化社会になりつつあったフランスにとっては、ドイツの持つ経済力は脅威であった。<sup>25</sup> クレマンソーの右腕としてパリ講和会議に参加したアンドレ・タルデュー (André Tardieu) は、「ドイツの民主主義とやらは、あらゆる点において道徳性が欠如して」おり、エーベルト (Friedrich Ebert) やヒンデンブルク (Paul von Hindenburg) といった「軍国主義や帝国主義の手先」が高い地位に就いていると新生ワイマール共和国を非難し、さらにドイツのエーベルト政府がスイス式の軍事制度の導入を試みていることに対し、それによって 193 師団が動員可能になり、その数は 1918 年、ドイツが春期攻勢をかけた時と同じであると警告するなど、戦後もドイツに対する警戒心を緩めることはなかった。<sup>26</sup>

パリ講和会議におけるクレマンソーの最大の目的は、フランスの世論が求めていた普仏戦争や、第一次大戦で領土が侵略、占領された事に対する復讐ではなく、将来の安全保障であった。そのため、ドイツから独立したラインラント共和国を創設し、フランスの影響下に置くことにより、独仏間の緩衝地帯にするべきであるというフェルディナン・フォッシュ (Ferdinand Foch) 元帥の主張を抑え、クレマンソーは英米に譲歩し 15 年間占領軍を置くのみに止め、その見返りに英米との間に安全保障条約の締結を勝ち取った。<sup>27</sup> 第一次大戦は、英米の援助がなければフランスはドイツに敗北していたであろう。故に、戦後に解消された両国との同盟関係を、再び築き、それを恒久化することがフランスにとっては何よりも重要であった。しかしながら 1920 年にアメリカの上院でヴェルサイユ条約の批准が否決されたことにより、アメリカとの安全保障条約は実現しなかった。さらにロイド・ジョージは、フランスとの安全保障条約は、アメリカとフランスとの条約の存在が前提条件であるとしたため、イギリスとの安全保障条約もまた実現することはなかった。パリ講和会議においてクレマンソーは、ラインラントを巡る議論の中、ロイド・ジョージに対し、「あなた方の国民と我々の国民との間には心理上の相違点がある。つまりあなた方は海という防壁の背後にある自分の島にいるのに対し、我々は大陸におり、その国境はお粗末なものなのだ」と訴えた。<sup>28</sup> だが結局は戦前と同じく、自国に勝る国力を保持したドイツとともに大陸に取り残されることとなったフランスは、ドイツに対する警戒心を維持し続ける必要があった。

一方ドイツは、ヴェルサイユ条約によって国土を奪われ、人口の10%、領土の8分の1、鉄鋼産出能力の43.5%、銅鉄産出能力の38.8%を喪失したが、そもそもこれらの領土のほとんどは、昔からのドイツ領ではなく、過去の戦争で他国から奪ったものである。そしてヴェルサイユ条約が調印される一年前に、ドイツはブレスト＝リトフスク条約によって、ロシアからその人口の34%、農地の32%、炭鉱、鉄鉱石鉱山の75%を奪ったばかりであった。<sup>29</sup>さらにはロシアとの間に誕生した脅威となり得ない小国が、緩衝地帯としての役割を果たし、国境を接する大国はフランスのみになったことで戦前よりも安定した地理的条件を得ることになった。

このような状況下でドイツを擁護し、繰り返し賠償金の減額を訴えるケインズに対する敵意がフランスで高まったのは当然のことかも知れない。タルデューはケインズのことを、「ケンブリッジ出身のドイツ最良の物書き」と呼び、「ケインズ氏によってなされたフランスに対する、フランス代表団に対する、そしてフランスの政策に対する侮辱に関することで時間を無駄にするつもりはない」と怒りを露にする。<sup>30</sup>また、フランスの右翼組織、アクション・フランセーズ (Action française) に所属していた歴史学者、ジャック・バンヴィル (Jacques Bainville) は、ヴェルサイユ条約は「厳しくすべきところですら穏健すぎる講和」(Une paix trop douce pour ce qu'elle a de dur) だと言い、ECPは「表面上は科学的」だがその中身は「矛盾に満ちた」ものであるとして『講和の政治的帰結』(Les Conséquences politiques de la paix, 1920) の中で次のように批判した。

ケインズは敗戦国については悲観的に見ている。彼は戦勝国については楽観的である。フランスが被った損害についての彼の見積もりは非常に低い。一般的に思われているより遙かに少ない出費で我々は復興できると彼は信じているのだ。彼が最も懸念しているのはドイツの運命なのだ。もしドイツに適切な処置をしなければ、そしてもし戦勝国の協力と援助によってドイツを復興させなければ、全ヨーロッパは困窮と混乱に陥ると、彼は悲しげに繰り返している。<sup>31</sup>

フランスの抱いた不満は、今なおドイツの脅威にさらされているかつての同盟国フランスの復興よりも、敵国であったドイツの復興を重視するケインズの、そしてイギリスの態度に対してであった。

フランス人経済学者、エチエンヌ・モントゥー (Étienne Mantoux) は、第二次世界大戦に従軍し、ドイツが降伏する 8 日前に西部戦線で戦死した。彼の著書、『カルタゴの講和—ケインズ氏の経済的帰結』(*The Carthaginian Peace or the Economic Consequences of Mr. Keynes*) が出版されたのは、彼が戦死した 1 年後であり、そしてケインズが亡くなった 1946 年のことであった。その中でモントゥーはケインズを批判し、次のように述べている。

賠償金は経済的に支払い可能な範囲を超えたものではなかったのだ。賠償金はその金額通りに強制されていたら、それによって間違いなくドイツに最大の圧力をかけることができただろう。ドイツを徹底的に絞り尽くすべきだと提言したことで、サー・エリック・ゲッデス (Eric Geddes) は、ケインズ氏によってパリサイ人の子孫のように横柄であるというレッテルを貼られた。だが彼の能率の良さと推進力が、政敵の持つ偏見にも拘らず、第一次大戦中、イギリスを徹底的に絞り尽くすことによって最も致命的な障害のいくつかに打ち勝ったのであるから、他の多くの者よりも経済的可能性の限界をよりよく見極められたのはゲッデスであろう。だがそのことが忘れ去れることが余りに多すぎた。[……] 賠償金が支払われなかったのは、賠償金を支払いたくないという、ドイツの自然な態度が原因ではない。そうではなく、連合国が、ドイツに賠償金を支払わせるために必要であった手段を講じるために協力する気がないか、或いは協力することができないという、あまり自然ではないように思える態度を露呈したからなのだ。<sup>32</sup>

モントゥーは、賠償金の支払いを拒むドイツの態度は「自然な」ことであり問題とはしていない。そうではなくドイツに賠償金を支払わせることに消極的であった連合国の「自然ではない」態度こそが問題であるとし、その原因はケインズが連合国間の対立を引き起こしたことにあるとする。無論、このような対立構造を生み出し

た責任をケインズのみには帰すことはできない。ドイツへの親近感と、フランスに対する敵意は多くのイギリス人に共有されていた。ソヴィエトとフランスを押さえ込むことが可能な場所に位置し、戦前は輸出、輸入額共に第二位の貿易相手国であったドイツの復興は、イギリスにとっては政治的にも経済的にも極めて重要であった。1919年以降イギリス金融界のドイツとの結びつきは年々強固なものになり、ドイツに多額の融資を行い、ドイツの海外貿易の窓口にもなった。さらにイングランド銀行総裁のモンタギュー・ノーマン (Montagu Norman) は、英独の金融協力体制によって大陸での覇権を狙う米仏を牽制するとともに、ドイツを繁栄した資本主義国とすることによって、共産主義の拡散を阻止しようと試みた。<sup>33</sup>

A. J. P. テイラー (Taylor) は、「大戦を経験した後のイギリス人は、二度と大きな戦争を行わない決意をした。彼らの唯一の関心事はフランスとドイツを和解させることであり、そのことは現実には、フランスを犠牲にしてドイツに譲歩することを意味していた」と戦後の状況を述べているが、少なくとも1920年代のイギリスの採った政策は、独仏の和解を目指していたとは言い難い。<sup>34</sup> 早くも休戦の翌月に保守党のジョージ・カーゾン (George Curzon) が、「将来我々が最も恐れなくてはならない大国はフランスなのではないのかと真剣に心配しております」と述べているように、イギリスはドイツの復興を重視する一方でフランスに対する警戒心を強めていき、ドイツにフランスを押さえ込ませることで大陸における勢力の均衡を維持しようとしたのである。<sup>35</sup>

一方、クレマンソーは自伝の中で、イギリスは休戦協定に関する議論の際、「全力でドイツを助ける任務に没頭し、勢力均衡の針が『同盟国』であるフランスに触れることを何よりも恐れていた」と不満を漏らし、ロンドンでロイド・ジョージと交わした会話を次のように振り返っている。

「私 [クレマンソー] は休戦の翌日から、君のことをフランスの敵じゃないかと思っていたのだよ。」「でもそれが常に我々の伝統的な政策じゃなかったのかな」と彼は答えた。このような考えに従って、ロイド・ジョージ氏とダグラス・ヘイグ (Douglas Haig) 陸軍元帥は、ドイツに課せられた条項を軽減しようと模索してきたのだ。<sup>36</sup>

大陸での勢力均衡を目論むロイド・ジョージの犯した誤りは、フランスに対する恐怖心からドイツの国力を過小評価し、フランスの国力を過大評価したことにあ  
る。それによって休戦時に既に差のあった独仏の国力を均等化するのではなく、さ  
らに拡大することとなった。そもそも勢力均衡によってもたらされる平和とは即  
ち、相手国との緊張関係を、相手国を脅威と感じる恐怖心を解消するのではなく維  
持させることでこう着状態を作り出すことに過ぎず、それによって恒久的な平和状  
態をもたらすことはできない。ヴェルサイユ体制下での独仏の勢力は、軍事力では  
フランスが上回っていたものの、人口、工業力、経済力ではドイツが優位に立っ  
ており、フランスはドイツの持つ高い国力が軍事目的に転化されることを恐れ、その  
恐怖心からドイツに対して厳しい措置を要求することになった。<sup>37</sup>

確かにベルが言うようにヴェルサイユ条約とその後のヴェルサイユ体制には  
「寛容」が欠けていた。ケインズの壮大なヴィジョンは、ヨーロッパの連合国がド  
イツに対し寛容な態度の臨み、それによってアメリカにヨーロッパに対する寛容な  
措置を、つまりは連合国間債務のデフォルトと国際融資を引き出すというもので  
あった。<sup>38</sup> だが様々なレベルにおける寛容の欠如のため、それは実現不可能であ  
った。連合国間債務のデフォルトを求める英仏に対する、最大の債権国、アメリカの  
態度は、カルビン・クーリッジ (Calvin Coolidge) 大統領が言ったとされる「彼ら  
は金を借りたんじゃなかったのか？」(They hired the money didn't they?)とい  
う言葉に集約されるように、理由の如何に拘らず、借金が借金であることに変わり  
はなく、返済するのは当然の義務であるとして取り合わなかった。<sup>39</sup> つまりアメリ  
カにはヨーロッパの旧連合国に対する寛容が欠けていたのだ。その一方、英米とは  
異なり自国が戦場となったフランスは、ドイツに対する憎悪と恐怖心のため、ドイ  
ツに対する寛容が欠けることとなった。そしてアメリカに、イギリスに、ドイツ  
に、さらにはケインズに欠けていたものは、そのようなフランスに対する寛容であ  
り理解であった。

## 戦争責任条項

### 231 条

連合政府は、ドイツとその同盟国による侵略により強いられた戦争の結果として連合政府、及びその国民が被ったあらゆる損失と損害を引き起こしたことに對し、ドイツとその同盟国に責任があることを確認し、ドイツはそれを承諾する。

### 232 条

連合は、本条約の他の条項によってもたらされる恒久的な資産の減少を考慮すると、そのような損失と損害を埋め合わせるのに十分な資産をドイツは持ち合わせていないことを認識している。

しかしながら連合は、各国が連合の一員としてドイツと交戦していた期間に、陸海空からのドイツの侵略によって連合の民間人とその財産に對して与えられたあらゆる損害、及び本条項の付属書 I に定められている全ての損害に對する賠償を要求し、ドイツはそれを承諾する。<sup>40</sup>

このヴェルサイユ条約 231 条は、一般に「戦争責任条項」(War Guilt Clause) と呼ばれ、ドイツ一国に戦争責任を帰することによって多額の賠償金を取り立てる口実と看做され、不当な条約を象徴する条文となった。条約の草稿を手渡されたドイツ代表団のブロックドルフ＝ランツァウ (Ulrich von Brockdorff-Rantzau) 外務大臣は、クレマンソーに宛てた書簡で次のように反論した。

ドイツは、1918 年 11 月 5 日にランシング國務長官によって書かれた覚書に基づく賠償金支払いの義務については、戦争責任に関する疑問とは無関係に受け入れます。以前のドイツ政府が世界大戦を引き起こした責任を負うことで、連合が戦時中に被った損害をドイツに賠償させるいかなる権利が生じることも、ドイツ代表団は認めることはできません。[……]

ドイツの人々は戦争を望んでいませんでしたし、侵略戦争を企てた事など



一度たりともありません。ドイツの人々は常にこの戦争は防衛のための戦争であると確信していたのです。

また、ドイツ代表団は、戦争の起源に関して連合国と見解を共有することはできません。ドイツ代表団は、以前のドイツ政府が、この戦争に関して、唯一の、若しくは最大の責任があると看做すことはできかねます。<sup>41</sup>

ドイツ側は、ランシング・ノートに記されている民間人に対する賠償責任は負うが、それ以外の賠償金、つまり戦費賠償金の請求は、ドイツ一国のみに開戦責任があり、ドイツが侵略戦争を行ったという不当な根拠に基づいているため、払う義務はないと主張している。

しかしながら 231 条が作成された理由は、ドイツに戦争責任を負わせるためでも、賠償範囲を無制限に拡大し、賠償金をつり上げるためでもない。それどころかこの条文は賠償金の請求額を抑える目的で作成されたものであった。第一次世界大戦は戦勝国が被った損害の規模の大きさのため、これまでの戦争と同じように敗戦国に戦費を全額負担させることは不可能であった。それにも拘わらず、いや寧ろそれほどの甚大な被害を被ったからこそ、ドイツに戦費を支払わせることを求める英仏の世論が高まり、その世論を背に講和会議に臨んだクレマンソーやロイド・ジョージと、14 カ条に沿う形で条約を作成することを望むウィルソンとの間には大きな意見のずれがあった。クレマンソーとロイド・ジョージは賠償金に戦費を含めるよう主張したのに対し、アメリカ代表団のジョン・フォスター・ダレス (John Foster Dulles) はそれを頑なに認めなかった。賠償金の請求を放棄したアメリカと、賠償金を受け取る立場の英仏の提示額はかけ離れており、このギャップを埋めるべく他ならぬダレスら、アメリカ代表団によって編み出された妥協案がこの 231 条であった。

全戦費をドイツに支払わせることが不可能であると認識したロイド・ジョージは、世論が納得する方法で、その事実を伝えることが必要であるとして次のように述べた。

支払うべき全額を支払う能力が敵にはないという指摘を草稿から取り除いてはならない。全戦費よりも少ない支払い額を受け入れざるを得ないとする英仏政府の態度を、何らかの方法で正当化せねばならない。もし我々が戦費を支払わせることが不可能である場合は、それは請求することが不当であるからではなく、得ることが不可能であるからということを明確にしなくてはならない。

それに対しクレマンソーは、「それは単に言葉の問題に過ぎない。だがそれでも、賠償を要求する我々の権利は制限されることはなく、支払い可能な限界を定めるのは、我々自身であるという貴方の意見には賛成だ」と答えた。<sup>42</sup> ロイド・ジョージやクレマンソーには、望み通りの賠償金がドイツから得られないのであれば、少なくとも条文の中でそれが不可抗力であったことを明文化することで、自国の有権者に対し弁明する必要があったのである。

231条を作成したダレスは、1919年8月5日の合衆国上院外交委員会において、この条項は「道徳的責任」(moral responsibility)に言及しているものであると言い、次のように説明している。

私の解釈では、賠償金に関する最初の条項[231条]は、あらゆる損害を引き起こしたことや、あらゆる戦費や他の費用に対し、道徳的責任はドイツにあるということです。しかしそれを履行することは、つまりあらゆる損害を回復することはドイツには不可能であると連合国は認識し、ドイツの支払い能力の範囲内で最大限、そこで述べられている特定の損害に対して支払いをするよう要求することに限定したのです。<sup>43</sup>

賠償金に戦費を入れることに反対していたにも拘らず、ドイツは戦費の支払い義務を理論上は負っているとダレスは述べているのだが、それこそが彼の、そしてウィルソンの行った譲歩であった。この条項は、道義的にはドイツには全ての戦費を支払う義務があると認めることで英仏の世論の溜飲を下げ、それと引き替えに、続く232条で法的責任を制限する目的で、つまりは実際に支払う賠償金には戦費を

含めず、ドイツが支払い可能な範囲内に限定することを目的とした折衷案であった。

後にロイド・ジョージは、この件に関して次のように振り返っている。

我々のドイツに対する要求を戦費賠償金にするべきか、賠償金にするべきか、つまり勝者が敗者から取り立てる罰金にするのか、あるいは国民が被った損害に対する賠償請求にするのかという問題に関しては、ドイツの支払い能力が「民間人への」賠償金の請求を全て満たす前に尽きてしまうことは、私には明らかなことであった。故に我々がドイツから受け取るものを戦費賠償金にするのか賠償金にするのかは純粋に学問的関心の問題に過ぎなかった。<sup>44</sup>

ドイツに戦費を払わせるという選挙公約に近づけるため、せめて名称だけでも戦費賠償金にすることを切望していたロイド・ジョージにとっては、決して「純粋に学問的関心の問題」などではなかったであろう。だがいずれにせよドイツに戦費を全て支払わせることが不可能であるということは認知されており、賠償金額は、必然的にドイツの支払い能力に依存することとなり、実際に請求された賠償金額は、民間人の被害総額を下回るか、或いはそれと同程度であり、兵士の恩給や家族の別居手当といった、その正当性が疑わしい賠償金を控除したところで、単に連合国間で受け取る賠償金の配分に影響を与えるのみである。つまり「戦争責任条項」は英仏の世論に配慮した表面的なものに過ぎず、仮にランシング・ノートに沿って道義的に正当な賠償金のみが課せられていたとしても、ドイツの経済的負担が軽減することはなかったであろう。事実、民間人に対する賠償金のみを支払うと主張していたドイツ側からそれまでに三度なされた賠償金の提示額のいずれをも実質的には下回る額を、1921年5月に連合国はドイツに請求することになった。<sup>45</sup>

ロイド・ジョージは、1921年3月にロンドンで行った演説の中で、戦争責任を否定し、条約の、とりわけ231条の改正を求めるドイツ側の主張に反論し、「連合国にとっては、この戦争に対するドイツの責任は根本的なものである。その基礎の上に講和条約が構築されたのであり、もしそれが否定されたり放棄されたりしたら、この条約は無効になるのだ」と言う。『ニューヨーク・タイムズ』紙は、この

演説は「列席した連合国の代表団の深い共感」を呼んだ一方で、ドイツ代表団の「怒りを喚起した」と伝えているが、後者の影響の大きさを考慮すると極めて不適切な発言だったかも知れない。単なる形式上のものに過ぎなかった231条がこの条約の中核をなすと言いつち、さらにこの条項を覆すことによってヴェルサイユ条約が無効になると宣言したことは大きな意味を持つ。

またロイド・ジョージはこの演説の中で、「1871年のフランクフルト講和条約は、フランスに非があるという仮定に基づくものであり、それによりドイツは単に賠償金を要求するのみならず、全ての戦費をフランスに支払わせた。フランスがこの裁断に異議を唱えることをドイツは決して許さなかった」とも述べており、それがいかに過酷なものであっても、勝者によって課せられた条約を受け入れるのは敗戦国としての当然の責務としている。<sup>46</sup> だが興味深いことに、休戦の翌日、つまり1918年11月12日、首相官邸で自由党の支持者に対する演説の中で、彼は次のように述べていた。

恒久平和の原則と矛盾しない条約こそ永続するものです。1871年の例を戒めとしようではありませんか。報復感情や強欲、意地汚い欲望を、高潔な原則よりも優先させるようなことがあってはならないのです。正義の厳格な原則から政府を逸脱させようと、そして下劣で、強欲で、あさましい復讐や強欲といったもくろみを満足させようと熱心な試みがなされることでしよう。<sup>47</sup>

フランクフルト条約を例に挙げ、復讐の連鎖の不毛さを説く彼の主張は、勝利なき講和を説くウィルソンの14カ条に、さらには後のケインズの主張にも近い。しかしながら1918年末の選挙戦ではドイツに対する一方的な敵意を顕わにした。この選挙は、同年に改正された国民代表法によって有権者の数が4倍に増えたため、ロイド・ジョージは新たな有権者の思惑を把握できずにいた。11月の段階では、「我々の任務は何か。イギリスを英雄が住むに相応しい国にすることだ」(What is our task? To make Britain a fit country for heroes to live in) という彼の有名な言葉に表れているように、内政問題に重点を置いて選挙戦を展開していた。<sup>48</sup> だが

有権者が求めているものは、ドイツに対する厳しい措置であると気づくとドイツに対して強硬な態度を表明するようになり、12月の演説では次のように述べた。

カイザーは起訴されねばならない。この戦争は犯罪であったのだ。そのことに疑問を差し挟む者などいるだろうか。これは身の毛もよだつ恐ろしい犯罪であったのだ。[……] [ベルギーの] 中立を保障する条約が紙切れ一枚だという言葉は忘れてはならない。間違い無くこの戦争は犯罪であったのだ！ [……] 人類に対するこの非道な行いを看過してはならない。<sup>49</sup>

有権者の動向を過度に気にする余り、ロイド・ジョージのドイツに対する態度には一貫性が欠如することとなり、ドイツを厳しく罰しようという姿勢とドイツの衰退を危惧し復興の手助けをしようという姿勢の二極の間を揺れ動きながらも、次第にドイツに対して寛容になり、逆にフランスに対して厳しい態度を取るようになった。<sup>50</sup>

1940年、ダレスは、「何にもまして、この条項 [231条] に対するドイツ人の憎悪こそが今日のドイツの基礎となった」ことを認め、次のように弁明する。

賠償金を取り扱った代表团 [……] の頭の中にあっただのは、単に、賠償金に関するドイツの理論上の責任についての意見の相違を解決する打開策を見出すことだけであった。それ故、講和条件に対するドイツの見解によって、この条項が「戦争責任」(war guilt) を歴史的事実と判断していると読むことも可能であり、そして実際にそう看做されるようになったことは驚きであった。231条は余りに広く知れ渡っていたため、今更修正することは政治的に不可能であった [……]。故に、この条項が持つに至った重要性は、意図されたのではなく偶然生じたものと言える。<sup>51</sup>

231条を撤回することは戦争目的自体を否定することになるため、一度公になったこの条項をドイツ側から非難されたからといって取り下げることなど不可能であった。そもそも、戦争責任がドイツにあることは、たとえそこに誤りが含まれて

いようが、当時の連合国の政治家にとっては自明のことでもあった。<sup>52</sup>

一方ドイツでは、1919年に外務省に設立された「戦争責任局」(Kriegsschuldreferat)が中心となり、この条約の中で最も問題がある、つまり最も容易に非難することが可能である231条に対する反対を通して条約の修正を国内外に訴える高度に組織化されたプロパガンダが展開された。<sup>53</sup> 政治的中立を装ってはいたものの、実質的には戦争責任局の下部組織であった「戦争原因調査センター」(Zentralstelle für Erforschung der Kriegsursachen)に所属していたヘルマン・ルッツ(Hermann Lutz)が、「ドイツに全く責任がないというのは事実ではない」と認めているように、戦時中の交戦国のプロパガンダとは異なり、両大戦間のドイツ外務省のプロパガンダは、連合国に全責任があり、ドイツには何の罪もないという極端な主張を控える傾向が年々強くなった。<sup>54</sup> このような控え目な方針を採った理由は、ドイツは何の罪もなかったと主張する極右とドイツの戦争責任を完全に認める極左の主張を抑え、党派を超えた保守的な統一見解を作り出すことで、条約の改正を求める強力な国内世論を形成すると共に、ドイツにも一定の責任があると認めた上で連合国の責任を迫及することによって、ドイツの責任の程度を測定しようとする者を沈黙させるためであったとヘルマン・ウイトゲン(Herman Joseph Wittgens)は論じている。<sup>55</sup>

ドイツ外務省は、ドイツに対し好意的な見解を持っている海外の、とりわけ、歴史学者のシドニー・フェイ(Sidney B. Fay)やロバート・オーウェン(Robert L. Owen)上院議員といった、アメリカの歴史学者、政治家との接触を図った。その中で、初期のプロパガンダに最も貢献した者の一人として、アメリカの歴史学者であり、第二次大戦後はナチスと日本の戦争目的を擁護し、ホロコーストを否定する修正主義者の中心的存在となったハリー・バーンズ(Harry Elmer Barnes)の名を挙げることができよう。1924年以降、外務省は彼に資金援助をし、駐米ドイツ大使を通して様々な資料を提供し、彼の著作の宣伝活動を行い、ドイツ語に翻訳し、フランス語訳の手配までした。しかしながら彼は、ドイツ外務省の資料と先入観に基づいてドイツを擁護し、事実の検証に無頓着であったため、次第に歴史学者としての評判を落としていった。このような彼の過激なまでのドイツ擁護論は、条約の改正を目論む戦争責任局にとっても害をもたらす可能性があったため、最終的には戦争責任局はバーンズとの関係を絶つこととなった。

ところでバーンズは、彼の代表作、『世界大戦の起源』(*The Genesis of the World War*)の冒頭に、イギリスではヴィルヘルム二世の訴追を定めた227条と231条を条約から削除しようという運動が起こり、ケインズがその運動を支持していることを伝える1926年の『クリーブランド・プレーン・ディーラー』(*Cleveland Plain Dealer*)紙の社説を引用しているのだが、ケインズは231条についてどのように考えていたのであろうか。<sup>56</sup>ECPにおいて彼は、この条項は単に「言葉の問題に過ぎず、条文作成における芸術的な技であり、それによって誰も害を被ることはなく、当時は遙かに重要と思われていたのだが、今後審判の日まで、あれほど重視されることは二度とないであろう」と述べている。<sup>57</sup>彼が重視していたのは実際に請求されることになる賠償金の内訳と総額であり、それらとは何の関係もない231条の持つ重要性に気づいていなかったため、彼の予言は外れることとなった。それどころか彼は、パリ講和会議で、この条文と非常に類似した提案をしていた。

1919年3月28日、賠償金提示額を巡る議論の中でケインズは、「ドイツ人に『これがあなたがたの負う義務のあるものです。しかし我々はあなた方がどのくらい支払えるのかまだ決定していません』と伝えることを提案します」と言った。ドイツを憎む世論が収まってから金額を決定する方が妥当な額を提示できると考えたケインズは、たとえ表面上は高額な賠償金を要求しているように見えても、実際に請求する額をドイツの支払い能力の範囲内に収めること望み、このような提案をしたのであろう。それに対しウィルソンは、アメリカ連邦議会で否決されないやり方だとして即座に賛成し、「どのような額であれ、フランスと同様、イギリスでも多くの人々が『少なすぎる!』と叫ぶ」ことを心配していたロイド・ジョージにしても同様であり、ヴェルサイユ条約で賠償金額を提示することは見送られ、詳細な取り決めは賠償金委員会に委ねられることになった。<sup>58</sup>ケインズの望みは飽くまでも当初提案していた200億金マルクという賠償金額に決定することであったのだが、パリ講和会議ではこのような額を認めさせるのは不可能であると気づき、妥協して上記のような提案を行ったのであろう。だがそのようなやり方は、「白紙の小切手」に署名させる行為であるとしてドイツ側から激しく非難されることとなった。

イギリス代表団のハロルド・ニコルソン (Harold Nicolson) は、「当時の雰囲気



すると、穏健で高潔な講和を編み出すことなど、超人でも不可能であっただろう」と講和会議を振り返っている。<sup>59</sup> また、ダレスは、「ひどく興奮した〔英仏の〕世論が会議室に侵入することは避けがたかった」ため、英仏の代表団は、世論から独立した判断を下すことが不可能であったと述べている。<sup>60</sup> 戦時中のプロパガンダで散々ドイツに対する敵対心を煽られたイギリス国民が、休戦によって即座にドイツに対する憎悪を忘れられるわけはなかった。結局ドイツに対する憎悪という文化的動員が解除されないままパリ講和会議に突入することとなったわけだが、そもそもロイド・ジョージがパリ講和会議にイギリス代表として参加できたのは、戦時中のプロパガンダによって増長されたそのような国民感情を利用することで12月の総選挙に勝ったからである。

プロパガンダの影響下にある国民の世論を背にパリ講和会議に臨んだロイド・ジョージには、ドイツに対して厳しい制裁を科すことが期待されていた。しかしそのような講和を課すことは不可能であり、仮に可能であったとしても、それによりフランス、及びソヴィエトの大陸での影響力が増す恐れがあるため、彼にとっては望ましいものではなかった。アメリカ代表団の一人、エドワード・ハウス (Edward Mandell House) は、賠償金に関してロイド・ジョージは、「純粹に彼の選挙母体をなだめるための額を欲しており、ドイツが支払いを怠っても喜んで許す気であった」と記している。<sup>61</sup> 戦後の新秩序を打ち立てる際には、そして現実的にドイツが支払い可能な賠償金額の低さを国民に納得させるためにも、プロパガンダに扇動された自国民の激しい感情を鎮める解毒剤を彼は欲していたのである。それ故 *ECP* の出版は、そこに彼自身への非難が含まれているとは言え、ロイド・ジョージが望んでいたものでもあったと言えよう。英独双方ともに条約をドイツにとってより穏健なものへと修正することを望んでいたのだが、そのためには、ドイツは戦時中のプロパガンダを継続する必要性が生じたのに対し、イギリスは戦時中のプロパガンダの影響力を消し去る必要性が生じた。つまり両大戦間期のドイツのプロパガンダとイギリスのカウンター・プロパガンダは共犯関係にあったと言えるのではないだろうか。<sup>62</sup>

西部戦線に従軍した F. P. クロウジャー (Crozier) は、戦後、戦時中に流布した残虐行為のプロパガンダは「勝利のために必要な獣のような残虐性を引き出すのに

役立つ」と皮肉を込めて言う。<sup>63</sup>確かに、総力戦であり消耗戦であるこの大戦を耐え抜いて勝利するためには、プロパガンダは不可欠であった。しかしながら、人々にドイツに対する盲目的な怒りを喚起し、それを維持し続けることによって勝利したイギリスは、戦後その代償を払うこととなったのである。

パリ講和会議では、自国の世論を背にした各国の代表団の間で、さらには一国の代表団の間でも利害関係が対立することが度々あった。そのため一国の、若しくは一人の主張がそのまま通ることなどなく、ケインズの行ったような妥協が至る所に散見される。このような妥協こそがこの条約の弱さであり、そして英米仏の妥協によってもたらされた 231 条こそがこの条約の最大の欠点となった。この条項の存在によって、単に帝国時代への回帰を熱望するドイツのナショナリストや、過去の失策を覆い隠そうとする帝国時代の官僚や幕僚のみならず、民主主義的価値観を尊重している者であっても、条約を修正するためには過去の体制を擁護し、その戦争責任を否定する必要性が生じた。短期的に見ればこの条項は、大多数のドイツ国民が共有可能な価値観をもたらすことによって、帝国時代の官僚の協力によって維持されていた誕生間もない不安定な政治体制を安定させることに寄与した。しかし長期的にはドイツの民主主義そのものを崩壊させる力を秘めたプロパガンダの流布を助長、若しくは強要することとなった。

## おわりに

第一次大戦の教訓から、敗者に「カルタゴの講和」を、過酷な賠償金を課すことはさらなる紛争の火種となり、また道徳的にも大いに問題があるという共通認識が得られたと言うのなら、なぜ第二次大戦後のドイツにはそれ以上に厳しい制裁が課せられ、ドイツはそれに従ったのか。そしてなぜ未だにイラクは 20 年以上前の 1990 年のクウェート侵攻時に同国に与えた損害に対する賠償金を払い続けているのか。<sup>64</sup>2011 年 12 月までにイラクが支払った賠償金は 2760 億ドル以上に上り、イラクの国会議員、アリヤ・ナシフ (Aliya Nusief) は、「クウェートは、過去の政治体制の採った政策に対して責任のないイラク国民を未だに徹底的に処罰している」と、1919 年のブロックドルフ＝ランツァウと同様の非難をし、「クウェートがイラク国民の処罰に固執することで、両国間にある憎悪の種を解決不可能なものするか

も知れない」とケインズばりの予言をする。<sup>65</sup> これらの事例は、戦勝国が多大な犠牲を強いられた戦争の後に敗戦国に課せられた制裁は、その後に重大な破局が訪れた場合はその原因として非難され、その後大きな紛争に発展しなかった場合は当然の報いであるとして忘れ去られ、そしてそれが現存する問題の場合は、解決することがいかに困難かを如実に物語っていると言えよう。

## 註

- 1 George Orwell, *The Collected Essays, Journalism, and Letters of George Orwell*, eds. Sonia Orwell and Ian Angus, vol. 4 (Boston: Nonpareil Books, 2000), pp. 4-5.
- 2 Charles Douie, *The Weary Road: Recollections of a Subaltern of Infantry* (London: John Murry, 1929), pp. 18, 217.
- 3 Ian Hamilton, "John Keats," *The John Keats Memorial Volume* (London: John Lane, 1921). p. 87.
- 4 John Maynard Keynes, *The Economic Consequences of the Peace* (London: Macmillan, 1920).
- 5 Étienne Mantoux, *The Carthaginian Peace or the Economic Consequences of Mr. Keynes* (1946; Pittsburgh: U of Pittsburgh P, 1965), p. 6.
- 6 Keynes, *ECP*, p. 251.
- 7 『朝日新聞』2010年6月23日、3頁；Ibid., 2011年9月25日5頁。後者に関しては、後日、訂正記事を掲載している。Ibid., 2011年10月9日、6頁。
- 8 Joe Nocera, "Germany Cuts Off Its Nose," *New York Times*, 29 November 2011, p. A27.
- 9 Margaret MacMillan, *The Uses and Abuses of History* (London: Profile, 2009), pp. 11-52, 168. マクミランはまた、2010年10月、同月に第一次世界大戦後にドイツに課せられた賠償金の支払いがようやく終了したことにに関して、「[[このニュースは] 残念なことに、根強い歴史の神話を復活させることになった。賠償金や、この条約に基づく他の措置が余りに嫌悪すべきものであったため、アドルフ・ヒトラーの台頭と第二次世界大戦を不可避なものにした、という神話を」と『ニューヨーク・タイムズ』紙上

- で述べている。Margaret MacMillan, "Ending the War to End All Wars," *New York Times*, 26 December 2010, p. WK15.
- 10 B. H. Warmington, *Carthage* (New York: Frederick A. Praeger, 1960), pp. 190-93, 202-09.
  - 11 Keynes, *ECP*, p. 51.
  - 12 *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States* [以下 *FRUS* と略記], 1918, Supplement 1: *The World War*, vol. 1 (Washington DC: GPO, 1933), p. 468.
  - 13 Ibid., p. 382. そのため、アラン・クレイマーやロビン・プライアーは、ヴェルサイユ条約は1918年にドイツ政府が予期していたものより穏健なものであったと指摘している。Alan Kramer, *Dynamic of Destruction: Cultural and Mass Killing in the First World War*. 2007 (Oxford: Oxford UP, 2008), p. 316; Robin Prior, "Stabbed in the Front: The German Defeat in 1918," *1918 Year of Victory: The End of the Great War and the Shaping of History*, ed. Ashley Ekins (Auckland: Exisle, 2010), p. 20.
  - 14 T. C. W. Blanning, *The Origins of the French Revolutionary Wars* (London: Longman, 1986), p. 27.
  - 15 Adam Tooze, *The Wages of Destruction: The Making and Breaking of the Nazi Economy* (2006; New York: Penguin, 2008), pp. 672-76.
  - 16 Jörg Fisch "From Weakening an Enemy to Strengthening an Ally: The United States and German Reparations," *The United States and Germany in the Era of the Cold War, 1945-1990: A Handbook*, vol. 1, 1945-1968, ed. Detlef Junker (Cambridge: Cambridge UP, 2004), pp. 276-77. 第二次大戦後、ドイツがアメリカに譲渡した特許や技術情報といった知的財産の金額はここには含まない。
  - 17 Niall Ferguson, *Paper and Iron: Hamburg Business and German Politics in the Era of Inflation, 1897-1927* (New York: Cambridge UP, 1995), p. 478; Niall Ferguson, *The Pity of War* (1998; New York: Basic Books, 1999), p. 415 から計算。
  - 18 Stephen A. Schuker, *American "Reparations" to Germany, 1919-33: Implications for the Third-World Debt Crisis* (Princeton: Princeton UP, 1988), pp. 107-08; Keynes, *ECP*, p. 186.
  - 19 Schuker, p. 119. アメリカの支払った賠償金とは、後にナチス・ドイツによってデフォ

ルトされたアメリカからのドイツに対する融資のことを指す。

- 20 Antony Lentin, *Guilt at Versailles: Lloyd George and the Pre-History of Appeasement* (London: Methuen, 1985), p. 138 に引用。
- 21 David French, "Great Britain and the German Armistice," *The Treaty of Versailles: A Reassessment After 75 Years*, eds. Manfred F. Boemeke, Gerald D. Feldman and Elisabeth Glaser (Cambridge: Cambridge UP, 1998), p. 72 に引用。
- 22 Quentin Bell, *Bloomsbury* (London: Weidenfeld & Nicolson, 1968), p. 87.
- 23 Keynes, *ECP*, p. 32.
- 24 Yves Carsalade, *Les grandes étapes de l'histoire économique* (1998 ; Palaiseau: École Polytechnique, 2004), p. 149.
- 25 ワイマール時代のドイツは法律で中絶と避妊具の広告が禁止されていたこともあってか出生率は高かったのだが、その後徐々に減っていき1933年にはヨーロッパで最低の1000人当たり14.7人にまで落ち込んだ。その後、多少は回復したものの、1939年の出生率は1000人当たり20.4人に過ぎなかった。一方フランスの出生率はそのドイツよりも低く、1929年には遂に死亡者数が出生者数を8600人上回った。1935年以降は、第二次大戦が終了するまで、フランスでは死亡率が出生率を上回り続けた。Adam C. Stanley, *Modernizing Tradition: Gender and Consumerism in Interwar France and Germany* (Baton Rouge: Louisiana State UP, 2008), pp. 56-59.
- 26 André Tardieu, *The Truth about the Treaty* (Indianapolis: Bobbs-Merrill, 1921), pp. 156-57, 162.
- 27 Georges-Henri Soutou, "The French Peacemakers and Their Home Front," Boemeke et al., pp. 172-74. 但しクレマンソーは、ドイツが賠償金は支払うことができなければ、それに伴ってラインラントの占領期間を延長するように画策しており、ラインラントを完全に諦めたわけではなかった。Ibid.
- 28 Paul Mantoux, *The Deliberations of the Council of Four* (March 24-June 28, 1919), vol. 2, trans. and ed. Arthur S. Link (Princeton: Princeton UP, 1992), p. 440.
- 29 Christopher Read, *From Tsar to Soviets: the Russian People and Their Revolution, 1917-21* (New York: Oxford UP, 1996), p. 100. リードは、「ブレスト＝リトフスク条約は間違いなく、近代史上の主要な条約の中で最も過酷なものである」と評しており、

- ザラ・シュタイナーは、ヴェルサイユ条約によって過酷な扱いを受けたというドイツ側の主張は「ロシアとの間に締結した過酷なブレスト＝リトフスク条約が示しているドイツ自身の講和会議についての考えと比較した上で検討されるべきである」と主張している。但しサリー・マークスは、ヴェルサイユ条約の擁護者は、ブレスト＝リトフスク条約と比較すると穏健な条約であると論じる傾向があるが、ヴェルサイユ条約は「それ自体で見ても穏健な」条約であると論じている。Ibid.; Zara Steiner, *The Lights That Failed: European International History, 1919-1933* (Oxford: Oxford UP, 2005), p. 68; Sally Marks, "Smoke and Mirrors: In Smoke-Filled Rooms and the Galerie des Glaces," Boemeke et al., p. 361.
- 30 David Lloyd George, *The Truth about Reparations and War-Debts* (London: William Heinemann, 1932), p.19; Tardieu, p.94.
- 31 Jacques Bainville, *Les Conséquences politiques de la paix* (Paris: Nouvelle Librairie nationale, 1920), pp. 38, 12-13.
- 32 Étienne Mantoux, p. 156. 彼はパリ講和会議でクレマンソーの通訳を務めた歴史学者、ポール・モントゥー (Paul Mantoux) の息子である。またケインズは1918年12月の選挙戦の際「ドイツを徹底的に絞り尽くすべきだ」と言ったゲッデスの演説を「この上なく下劣な見世物 (The grossest spectacle)」とこき下ろした。Keynes, *ECP*, p. 131.
- 33 Scott Newton, *Profits of Peace: The Political Economy of Anglo-German Appeasement* (Oxford: Clarendon, 1996), pp. 58-59.
- 34 A. J. P. Taylor, *The First World War: An Illustrated History* (London: Hamish Hamilton, 1963), p. 219.
- 35 Erik Goldstein, "The Eastern Question: the Last Phase," *The Paris Peace Conference, 1919: Peace without Victory?* ed. Michael Dockrill and John Fisher (New York: Palgrave, 2001), p. 144 に引用。
- 36 Georges Clemenceau, *Grandeur and Misery of Victory*, trans. F. M. Atkinson (New York: Harcourt, Brace, 1930), p. 120-21.
- 37 しばしば指摘されるように、ドイツが賠償金を支払うためには強い経済力が必要であるにも拘らず、将来その経済力を軍事目的に転化されないために、経済力を低く保とうとしたという相互に矛盾し、それ故に実現不可能な目標をフランスは掲げていた。

- Robert L. Hetzel, "German Monetary History in the First Half of the Twentieth Century," *Economic Quarterly* vol. 88, no.1 (2002), p. 7 参照。
- 38 Keynes, *ECP*, pp. 265-70.
- 39 クロード・ムア・フィースはこの発言の出典を調査したが結局突き止めることができず、その信憑性に疑いを持っている。Claude M. Fuess, *Calvin Coolidge, the Man from Vermont*. (1940; Westport: Greenwood, 1965), p. 333.
- 40 *Treaty of Peace with Germany* (New York: American Association for International Conciliation, 1919), p. 123.
- 41 Ulrich von Brockdorff-Rantzau, letter to Clemenceau, 13 May 1919, *FRUS The Paris Peace Conference, 1919*, vol. 5 (Washington, DC: GPO, 1945), p. 727.
- 42 André Tardieu, *The Truth about the Treaty* (Indianapolis: Bobbs-Merrill, 1921), pp. 292-93.
- 43 *Treaty of Peace with Germany: Hearings before the Committee on Foreign Relations, United States Senate, Sixty-Sixth Congress, First Session on the Treaty of Peace with Germany, Signed at Versailles on June 28, 1919, and Submitted to the Senate on July 10, 1919, by the President of the United States* (Washington, DC: GPO, 1919), pp. 105, 99.
- 44 Lloyd George, *Truth about Reparations*, p. 17.
- 45 ドイツに請求することになった賠償金とは、1320億金マルクのうち、世論に配慮した形式的なものであり現実に請求する意志はなく、それ故請求されることのなかったC債券(820億金マルク)を除いたA、B債券の500億金マルクを指す。但しこの額がドイツの支払い能力の範囲内であったか否かについては、「支払い能力」(capacity of payment)という言葉の持つ曖昧さもあり、今日まで議論は続いている。本稿でその詳細を論じる余地はないため、主要参考文献を以下に挙げるにとどめる。Leonard Gomes, *German Reparations, 1919-1932: A Historical Survey* (New York: Palgrave Macmillan, 2010); Marks, pp. 337-70; Niall Ferguson, "The Balance of Payments Question: Versailles and After," Boemeke et al., pp. 401-40; Albrecht Ritschl, "The Pity of Peace: Germany's Economy at War, 1914-1918 and Beyond," *The Economics of World War I*, ed. S. N. Broadberry and Mark Harrison (Cambridge: Cambridge UP, 2005), pp. 41-76; Steven Webb, "Government Revenue and Spending in Germany, 1919-1923," *Die Anpassung*



- an die Inflation*, ed. Gerald D. Feldman, Carl-Ludwig Holtfrerich, Gerhard A. Ritter, and Peter-Christian Witt (Berlin: Walter de Gruyter, 1986), pp. 46-82.
- 46 *New York Times*, 4 March 1921. 普仏戦争後、ビスマルクは実際に要した全戦費の2倍の額フランスに支払させた。その際フランスは、第一次大戦後にドイツが36年間かけて支払うよう要求された500億金マルクの40%に相当する賠償金を僅か3年で支払ったとサリー・マークスは指摘している。Lindley Fraser, *Germany between Two Wars: A Study of Propaganda and War-Guilt* (London: Oxford UP, 1945), pp.60-61; Marks, p. 348. また、厳密に言えば、普仏戦争では専らフランス国内が戦場になり、ドイツの国土、民間人は戦争による被害を受けなかったのであるから、民間人に対する賠償金は発生しない。そもそも敵国の民間人に賠償するという概念は第一次大戦以前には存在しなかった。
- 47 Harold Nicolson, *Peacemaking, 1919, Being Reminiscences of the Paris Peace Conference* (Boston: Houghton Mifflin Company, 1933), p. 21.
- 48 David Lloyd George, *The Truth about the Peace Treaties*, vol. 1 (London: V. Gollancz, 1938), p. 163.
- 49 Lloyd George, *Truth about the Peace Treaties*, p. 178. 但しロイド・ジョージは後に、当時新聞紙上で報道され有名になった、「カイザーを処刑せよ」(Hang the Keizer) という表現は一度も使ったことがないと言い、さらにはどの党も同じようなことを言っており、この演説が「選挙の行く末に影響を及ぼしたとは言えないだろう」と弁明している。Ibid.
- 50 ケインズの影響から既にイギリスではドイツに対して同情的な見方が広まった後も、ロイド・ジョージはドイツに対して厳しい態度を見せることもあり、必ずしも世論に迎合していただけではなかった。アラン・シャープは、このような彼の態度は彼の正義感の現れであり、彼が厳格なカルヴァン主義者であったことが関係している可能性がある」と指摘している。Alan Sharp, *The Versailles Settlement: Peacemaking after the First World War, 1919-1923*, 2nd ed. (New York: Palgrave Macmillan, 2008), p. 103.
- 51 Dulles, p. xii.
- 52 例えば1919年4月2日、パリ講和会議において、ロイド・ジョージは、イギリスとアメリカは「正義のために戦争をした」と言い、それにウィルソンも同意している。Paul

- Mantoux, vol. 1, p. 120.
- 53 以下のドイツのプロパガンダの記述については、Herman J. Wittgens, "War Guilt Propaganda Conducted by the German Foreign Ministry During the 1920s," *Historical Papers*, vol. 15, no. 1 (1980), pp. 228-47; Holger H. Herwig, "Clio Deceived: Patriotic Self-Censorship in Germany After the Great War," *Forging the Collective Memory: Government and International Historians through Two World Wars*, ed. Keith Wilson (Providence: Berghahn, 1996), pp. 87-127; Herman J. Wittgens, "Senator Owen, the Schuldreferat, and the Debate over War Guilt in the 1920s," Keith Wilson, pp. 128-150 参照。
- 54 Hermann Lutz, *Lord Grey and the World War*, trans. E. W. Dickes (New York: A. A. Knopf, 1928), p. 336. アンソニー・ディアゴスティーノ (Anthony D'Agostino) は、当時の歴史学者の議論では、フランスとロシア、若しくはオーストリア＝ハンガリーに開戦の責任があるという論から、どの国にも責任がないというものまであったが、イギリスに責任があるというものは殆どなかったと指摘し、その理由は「外交史研究者は、外交的に物事を考えた」のではないかと推測している。つまりイギリスとの関係を損ねると条約の改正が困難になるため、ドイツはイギリスを過度に非難することを控えたということであろう。Anthony D'Agostino, *The Rise of Global Powers: International Politics in the Era of the World Wars* (Cambridge: Cambridge UP, 2011), pp. 121-22.
- 55 Wittgens, "War Guilt," pp. 235-36.
- 56 Harry Elmer Barnes, *The Genesis of the World War: An Introduction to the Problem of War Guilt* (New York: A.A. Knopf, 1926), p. xxx.
- 57 Keynes, *ECP*, p. 141.
- 58 Paul Mantoux, vol. 1, pp. 51-55.
- 59 Nicolson, p. 7.
- 60 John Foster Dulles, Forward, *Reparation at the Paris Peace Conference from the Standpoint of the American Delegation*, by Philip Mason Burnett (1940; New York: Octagon, 1965), pp. viii, vi.
- 61 Lentin, p. 48 に引用。

- 62 両大戦間の両国のプロパガンダの変遷については、高橋章夫「戦争の『最初の犠牲者』—第一次世界大戦時のドイツ軍の残虐行為に関するイギリスのプロパガンダー」『近畿大学文芸学部論集「文学・芸術・文化」』第23巻第2号、2012年、125-54頁参照。
- 63 F. P. Crozier, *A Brass Hat in No Man's Land* (New York: Jonathan Cape, 1930), p. 42.
- 64 イラクがクウェートに支払う賠償金は1991年に設立されたUNCC(United Nations Compensation Commission, 国連賠償委員会)によって総額約3500億ドルに定められた。  
<<http://www.uncc.ch/>>
- 65 "Lawmaker: Reparations 'Draining' Iraq," *UPI*, 1 December 2011.  
<[http://www.upi.com/Top\\_News/World-News/2011/12/01/Lawmaker-Reparations-draining-Iraq/UPI-58071322756176/](http://www.upi.com/Top_News/World-News/2011/12/01/Lawmaker-Reparations-draining-Iraq/UPI-58071322756176/)>